

# 令和7年度 里親制度広報啓発事業

## 企画提案応募要領

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）において、子どもの家庭養育優先の理念が明記されました。

国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会は、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめ、家庭での養育が困難な子どもは、家庭的な環境である里親に委託して養育されることとし、3 歳未満は概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を達成する目標を示しました。

愛知県における里親委託率は、令和 5 年度末の時点で 21.9%にとどまっており、里親委託の推進に向け、委託可能な養育里親の確保が喫緊の課題となっております。

養育里親の確保には、広く県民に里親制度に関心を持っていただくことが大切です。

このため、愛知県では、県民に里親委託を必要とする子どもたちの現状を伝え、里親制度の周知を図るため、新たな啓発資材を作成するとともに、啓発イベントを実施することとしました。

この事業の委託先を公募により選定することとし、下記のとおり企画提案を募集します。

### 記

#### 1 委託事業名

令和 7 年度 里親制度広報啓発事業

#### 2 委託事業の概要

##### (1) 委託事業の目的

広く県民に、里親委託を必要とする児童の現状を伝え、里親制度の周知を図る広報啓発を行い、委託可能な養育里親を確保し、里親委託の推進を図ります。

##### (2) 委託事業の内容

里親制度の啓発を通じて、1 人でも多くの方々に「里親」に関心を持ってもらい、里親登録へ繋げるため、別紙「仕様書」にある啓発資材の作成及び啓発イベントを実施し、広報啓発活動を展開します。

##### (3) 委託の期間

契約締結日（令和 7 年 6 月下旬を予定）から令和 7 年 12 月末まで

##### (4) 契約の規模

契約金の上限は、3,613,907 円（消費税及び地方消費税を含みます。）とします。

##### (5) 契約相手方数

1 者

#### 3 応募資格

応募資格は、別紙のとおりです。

#### 4 企画提案の方法

##### (1) 提出する書類

「企画提案書作成要領」に基づいて必要書類を作成し、提出してください。

なお、企画提案は、1 法人（個人事業主を含む。）につき 1 案とします。

- (2) 提出期間  
令和7年5月27日(火)～令和7年6月13日(金) 午後5時(必着)
- (3) 提出先  
愛知県福祉局児童家庭課 児童入所施設グループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁西庁舎3階)
- (4) 提出方法  
持参、郵送又は宅配便により、書面により提出するものとします。  
郵送又は宅配便による場合は、令和7年6月13日(金)午後5時以降に愛知県庁に到着したものは無効とします。無効に関する異議の申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知県庁への到着時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとします。

## 5 企画提案に関する説明会の開催

- (1) 日時  
令和7年5月30日(金) 午前11時から
- (2) 場所  
愛知県三の丸庁舎 8階 801会議室  
(名古屋市中区三の丸2丁目6番1号)
- (3) 参加方法  
令和7年5月29日(木)午後5時までに下記連絡先までメールまたはファックスでお申し込みください。メールまたはファックスには、法人名、参加予定者名、連絡先を明記してください。  
1法人につき、2名までの参加とします。

## 6 企画提案の選考方法

- (1) 選考方法  
企画提案の選考方法は、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーションによる審査)によるものとします。  
一次審査は6月中旬を予定しています。なお、公募数が5者を超えない場合は、一次審査は行わず、二次審査により選考します。  
二次審査は令和7年6月23日(月)を予定しています。日時等の詳細は、一次審査終了後、選考通過者に通知します。  
また、選考の過程等に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じないこととします。  
なお、提出された書類に不備がある企画提案書、法令等に違反した企画提案書又は愛知県の事業として不適切な企画提案書は、無効とします。
- (2) 選考基準  
選考においては、広報啓発の内容及び成果物(案)、社会的価値の実現に資する取組(環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和)について総合的な評価を行います。
- (3) 選考結果の通知  
選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知します。
- (4) 一次選考通過者数  
5者程度を予定
- (5) 一次選考結果発出日(予定)  
令和7年6月18日(水)

## 7 委託費の対象経費

委託費の対象となる経費は、人件費及び物件費（これらに係る消費税及び地方消費税を含む。）とします。

但し、耐久消費財（パーソナル・コンピュータ及びその周辺機器を含む。）については、対象となる経費とは認められません。

## 8 企画提案書の帰属等

- (1) 提出された企画提案書については、返還しません。
- (2) 採用された企画提案書の著作権については、愛知県に帰属します。
- (3) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については開示することとします。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で、愛知県が判断します。

## 9 その他

- (1) 企画提案に係る経費（必要書類の作成及び提出等）は愛知県では負担しませんので、各応募者で負担してください。
- (2) 契約保証金は、愛知県財務規則（昭和39年3月25日愛知県規則第10号。以下「財務規則」といいます。）第129条の2の規定により、契約金額の100分の10とします。  
ただし、財務規則第129条の3各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
- (3) 代金の支払いは、原則として精算払とします。ただし、応募者が非営利法人の場合については、愛知県との協議により概算払を認めることができるものとします。
- (4) 契約に当たっては、最も優秀であると選定された企画提案を提出された方と、委託事業の仕様及び契約金額を協議した上で、委託契約を締結することとなります。このため、契約金額については、経費見積書に記載した見積金額と同額とならない場合があります。  
なお、協議が不調に終わった場合は、次点の方と協議するものとします。
- (5) 業務の実施に当たっては、あらかじめ愛知県と協議することとし、愛知県が修正等の指示を行った場合には、愛知県の指示に従ってください。  
また、啓発資材について、愛知県が再度の提案を求めた場合には、愛知県の指示に従ってください。

## 10 問い合わせ先

本委託事業に関する問い合わせは、令和7年6月4日（水）までにメール又はファックスをお願いします。なお、メールによる場合は、件名を「問い合わせ（里親制度広報啓発事業）」としてください。

問合せに対する回答は、令和7年6月6日（金）（予定）に、以下の愛知県のWebサイトに掲載します。質問を行った企業名は公表しません。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/jidoukatei3.html>

担 当 愛知県福祉局児童家庭課 児童入所施設グループ（田口）  
住 所 〒460-8501  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）  
電 話 052-954-6980（ダイヤルイン）  
FAX 052-971-5889  
E-mail [jidoukatei@pref.aichi.lg.jp](mailto:jidoukatei@pref.aichi.lg.jp)

**里親制度広報啓発事業 応募資格****1 企画競争の参加には、次の各号のいずれにも該当する者であることを要件とする。**

- (1) 愛知県内に事業所を有する者
- (2) 愛知県会計局が発行する「愛知県指名競争入札参加資格者名簿」掲載者のうち、次に掲げた小分類のいずれかに該当する者であること。
  - ・大分類「1. 物品の製造・販売」 中分類「05. 一般印刷」 小分類「01. 一般印刷」
  - ・大分類「3. 役務の提供等」 中分類「03. 映画等制作・広告・催事」 小分類「02. 広告（細分類 01. 広告企画・代行）」
  - ・大分類「3. 役務の提供等」 中分類「03. 映画等制作・広告・催事」 小分類「03. 催事（細分類 01. イベント企画）」
  - ・大分類「3. 役務の提供等」 中分類「03. 映画等制作・広告・催事」 小分類「04. デザイン（細分類 01. デザイン）」

**2 ただし、1の各号のいずれかに該当する者であっても、次の各号にかかげる要件すべてを満たさない者は、欠格とする。**

- (1) 財政的基礎が確立されており、必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治的活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 愛知県指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、企画提案書の提出期間において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。